

209052

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令  
第一号様式



## 【表紙】

【提出書類】(2) 変更報告書4  
 【根拠条文】 法第27条の25第1項  
 【提出先】 関東財務局長  
 【氏名又は名称】(3) 弁護士 石角完爾  
 【住所又は本店所在地】(3) 東京都千代田区大手町2-2-2 千代田国際経営法律事務所  
 【報告義務発生日】(4) 平成17年11月25日  
 【提出日】 平成17年11月30日  
 【提出者及び共同保有者の総数(名)】 1  
 【提出形態】(5) その他

## 第1【発行会社に関する事項】(6)

発行会社の名称	株式会社アイビーダイワ
会社コード	3587
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	JASDAQ
本店所在地	東京都千代田区岩本町二丁目4番2号

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者(大量保有者) / 1】(7)

## (1)【提出者の概要】(8)

## ①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	ユニガンマ アーゲー (Unigamma AG)
住所又は本店所在地	スタンプフェンバッハシュトラッセ142, 8006 チューリッヒ, スイス (Stampfenbachstrasse 142, 8006, Switzerland)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

## ②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## ③【法人の場合】

設立年月日	1995年6月13日
代表者氏名	マーティン アマン (Martin Ammann)
代表者役職	取締役
事業内容	コンサルティング、資産運用、投資顧問、保険業務、不動産業務等

## ④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	千代田国際経営法律事務所 弁護士 石角完爾
電話番号	03-3231-8888

## (2)【保有目的】(9)

純投資
-----

## (3)【上記提出者の保有株券等の内訳】(10)

## ①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項 本文	法第27条の23第3項第 1号	法第27条の23第3項 第2号
株券(株)	10,425,000		
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B 10,000,000	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 20,425,000	N	O
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P 0		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 20,425,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 10,000,000		

## ②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年9月16日現在)	S 225,000,000
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	8.69%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	16.17%

## (4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】 (11)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成 17 年 11 月 25 日	新株予約権証券	20,000,000	処分	無償譲渡

## (5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】 (12)

なし
----

## (6) 【保有株券等の取得資金】 (13)

## ① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	312,750
借入金額計 (U) (千円)	0
その他金額計 (V) (千円)	0
上記 (V) の内訳	無償交付
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	312,750

## ② 【借入金の内訳】

番号	名称 (支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額 (千円)
1	該当なし					
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						



## Power of Attorney

Date: 30 April 2005

Unigamma AG hereby appoint the person mentioned below as its attorney-in-fact with full power of substitution to represent Unigamma AG in connection with the preparation and the filing of various reports and the delivery of copies thereof under Chapter 2-3 "Disclosure on Holding of Large Amount of Shares, etc." of the Securities and Exchange Law and any and all matters relating thereto.

This appointment will take effect as of 1 May, 2005 and a monthly fee of JPY 30,000 shall be paid to the appointed attorney.

Appointed attorney:

Mr. Kanji Ishizumi

Chiyoda Kokusai Law Offices, 2-2-2 Otemachi, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0004, Japan

For and on behalf of  
Unigamma AG



---

Martin Ammann

Director

(翻 訳)

## 委 任 状

2005年4月30日

ユニガンマ アーゲー社は下記の者を代理人と定め、証券取引法第二章の三「株券等の大量保有の状況に関する開示」に定める各種報告書の作成及び提出ならびに当該報告書の写しの送付に関する一切の権限を委任する。

この指名は2005年5月1日から有効となるものとし、月額3万円が下記代理人に支払われるものとする。

1. 代理人の住所又は本店所在地：

日本国東京都千代田区大手町2-2-2

郵便番号 100-0004

2. 代理人の氏名又は名称： 千代田国際経営法律事務所

弁護士 石角 完爾

委任者： ユニガンマ アーゲー

マーティン・アマン、取締役